

正しく使っていますか？

固定資産評価証明書の交付申請書

戸籍謄本
住民票の写し

等職務上請求書

固定資産評価証明書の交付申請書	
用紙・目的	統一書式を用いること 日弁連ホームページ会員サイトにも掲載されています。 定められた目的で申請すること 使用目的は、訴えの提起、保全処分（仮差押、仮処分）、調停申立、借地非訟の申立のみです。 弁護士の職印を押印すること
使用者について	使用者が事務員の場合、その旨を記載した文章を作成し、携行させること

戸籍謄本 住民票の写し等職務上請求書	
用紙・目的	所属会で購入した職務上請求用紙の本紙を用い（コピーは不可）、購入した会員本人が使うこと。 職務上の必要に応じて使用すること 但し、ドメスティックバイオレンスの被害者で、警察にその旨の届出がなされている場合、拒否されることがあります。また、所在調査のためのみの目的での使用は職務にはなりません。 弁護士の職印を押印すること
使用者について	窓口に出向く者には身分証明書（当該会員もしくは所属会発行のもの）を携行させること

参考条文

戸(除)籍謄・抄本・記載事項証明書請求

戸籍法第10条, 第12条の2, 同法施行規則第11～14条

住民票の写・記載事項証明書請求

住民基本台帳法第12条2～6項,

住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付に関する省令第3条3項

固定資産税評価証明書の申請

地方税法第382条の3, 同法施行令第52条の15

現在、様々なトラブル事例が報告されています！ たとえば、次のような申請ないし請求はできません。

評価証明書：統一書式を用いない申請、過去の分や複数年にわたる申請、破産申立や家事調停・審判の申立、遺産分割協議書作成のための申請など...

職務上請求書：弁護士会所定の用紙を用いない請求、弁護士以外の者の依頼を受けて職務上請求を装った請求など...

お問い合わせは日本弁護士連合会業務第1課まで 03-3580-9841